

基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」バーベキュー利用のテスト運用について

広場のルールにより案内看板に「<火の使用について>・火を使用する場合は、市役所と消防署に事前に申請が必要です。決められたエリア内で使用してください。」となっているため当面の期間、下記のとおりテスト運用し、利用組数や使用状況の実証実験を行う。

記

1. 利用方法について

汎用予約サービスにて届出を行うことで利用できる。

2. 消防署届出について

平成24年11月15日に朝霞消防本部において、朝霞消防野部副署長、朝霞消防本部、予防課と協議し、届出不要と回答を得る。

3. 許可について

- (1) 火の使用開始時期
- 平成24年11月19日より受付開始
 - 平成24年11月23日より実証実験開始
 - 届出は実施日の1カ月前から当日までに行う。

- (2) 利用許可時間
- 午前10時から午後3時まで

- (3) 火の使用条件
- ガスコンロのみ使用（炭・薪の使用禁止）
 - 消火用水の汲み置き徹底（バケツ等）

(4) 利用上の注意

- ・利用前、利用後に管理員に声掛けをして、消火用のバケツを借用、返却をお願いします。
- ・広場の水道施設でのバーベキュー用品等の洗い物は禁止です。鉄板等はペーパーなどでふき取って持帰りください。（浸透柵による水処理のため、浸透柵保護にご協力をお願いします。）
- ・炭や薪などの使用はできません。ガスコンロや卓上コンロ等を使用してのご利用となりますので、ご了承ください。
- ・バーベキュー用品のレンタルは行なっていません。各自で用意してください。
- ・終了後は清掃を行うこと。火の後始末とゴミの持ち帰りは、確実に行ってください。
- ・他の広場利用者や近隣の迷惑にならないように利用してください。
- ・バーベキューができるエリアは指定されていますので、それ以外の場所での利用はできません。
- ・広場内には、落ち葉など燃えやすいものがたくさんあります。強風時などは無理にバーベキューを行わず、中止してください。
- ・エリア内でプレーパークが行われている場合がありますので、ご了承ください。
- ・「広場のご意見」の記入にご協力をお願いします。
- ・朝霞の森憲章と広場のルールを守って、お互いにゆずりあって利用してください。